１）橋梁下部工事の実績を有する場合
(A)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
(B)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。
(C)　基礎形式が深礎杭の工事。
(D)　上記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有し、(C)は同一工事でなくてもよいが、(A)の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。
２）橋梁上部工事の実績を有する場合
(A)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
(B)　橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋及びＴ桁橋を除くＰＣ連続橋又はＰＲＣ連続橋（ただし、ＰＣ橋又はＰＲＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。）の工事。
(C)　上記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有すること。
「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。
１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。
(ｳ)　基礎形式が深礎杭で、杭長15m以上、かつ、杭径４m以上の工事。
(ｴ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工実績を有し、(ｳ)は同一工事でなくてもよいが、(ｱ)の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。
２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
(ｲ)　橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋及びＴ桁橋を除くＰＣ連続橋又はＰＲＣ連続橋（ただし、ＰＣ橋又はＰＲＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。）で、かつ、最大支間長が90m以上の工事。
(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出仮設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン仮設を除く。）のいずれかによる工事。
(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有すること。
「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(i)から(m)までは、第１号２(8)から(12)までに同じ。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。
(a)は、第１号２(6)(a)に同じ。
(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記２(1)(f)(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（ただし、上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有し、(ｴ)は同一工事でなくてもよいが、(ｱ)の要件を満たすそれぞれの経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の経験を有する者であること。）。
２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｴ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｴ)は、同一工事の経験を有する者であること。）。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。
工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２(1)(g)１）(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２(1)(g)１）(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有する者であること。）。
２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２(1)(g)２）(ｱ)及び(ｲ)の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記２(1)(g)２）(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の経験を有する者であること。）。
工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(d)及び(e)は、第１号２(6)(c)及び(d)に同じ。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項
(1)　入札に関する事項
(a)　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
(ｱ)　鉄筋コンクリート橋脚柱頭部の品質の確保、向上に資する工夫とその効果
(ｲ)　ＰＣ箱桁橋（壁高欄を含む。）の品質の確保、向上に資する施工上の工夫とその効果
(b)及び(c)は、第１号３(1)(b)及び(c)に同じ。
(2)　提案について
(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「鉄筋コンクリート橋脚柱頭部の品質の確保、向上に資する工夫とその効果」及び「ＰＣ箱桁橋（壁高欄を含む。）の品質の確保、向上に資する